

【趣旨】○ 高知県立高知南高等学校及び土佐清水市立小学校において発生したハラスメント事案について、県教育委員会において、自らその対応にどういった課題があったのか検証し、それを踏まえた対策の検討を行ったもの。
○ 検証に当たっては「高知県公立学校ハラスメント等第三者委員会」を4回（R5.9.4、R6.1.25、2.7、4.2）開催し、被害者からの意見も含めて、専門的知見を有する有識者委員の意見をお伺いし、取りまとめを行った。

高知県立高知南高等学校における事案

【事案概要】

県立高知南高等学校で実施された教育実習において、令和3年度に教育実習生が、指導担当教員からパワーハラスメント行為を受けた事案。

【被害を受けられた方からの主な意見】

- パワーハラスメントの調査・確認の実施。
- なぜすぐに助けてくれなかったのか。
- 早い段階でたくさんの事ができたはず。
- 県教委等は事実をねじ曲げている。等

【有識者委員からの主な意見】

- 学校や県教委は被害者に寄り添い、その主張をしっかりと聞き、透明性を確保した対応が必要。
- 初期段階で学校から県教委への報告が必要。
- 調査時に心理の専門家等の関与が必要。
- 調査結果の被害者への報告が必要。
- 事案対応手順の具体的な明示が必要。等

検証結果

ア 事案への対応段階で、被害者に寄り添う対応ができていなかったこと

- ・聞き取り時に心理の専門家の同席を求めするなど、被害者の不安解消に努めるべき。

イ 被害者の訴えに、早期の対応ができていないこと

- ・訴えの聞き取りと把握が不十分。
- ・初期対応で県教委も聞き取りに加わるなど、早期に対応することが必要。

ウ ハラスメントの認定を実習生側に明確に伝えていないこと

エ 説明の食い違いについて

- ・調査結果等について明確に説明し、被害者の不安の解消に努めるべき。

土佐清水市立小学校における事案

【事案概要】

土佐清水市立小学校において、令和2年度及び令和4年度にそれぞれ別の講師が、教頭からセクシュアルハラスメント行為を受けた事案。

【被害を受けられた方からの主な意見】

- 加害者への指導結果の報告。
- メンタルケアや状況確認など継続的な支援。
- 事案が繰り返されており組織的な改善が必要。
- 被害者が守られなかったことへの反省と検証。
- 十分な事実認定。
- 被害者に寄り添う対応の検証と改善。等

【有識者委員からの意見】

- 学校や県教委等は被害者に寄り添い、その主張をしっかりと聞き、透明性を確保した対応が必要。
- 市町村教委から県教委へ全て報告を上げる運用が必要。
- 市町村教委の聞き取り等のスキルアップが必要。
- 初動段階から物的証拠の収集が必要。
- 被害者への長期的なメンタルケア等が必要。
- ハラスメント防止研修等の充実が必要。
- 校長の労務管理、サービス管理の研修が必要。等

検証結果

ア 事案への対応段階で、被害者に寄り添う対応ができていなかったこと

- ・調査状況などの明確な説明が必要。

イ 初期の段階からの情報共有や事案対応が十分に行えていなかったこと

- ・市教委が事案対応を独自に判断せず、県教委に報告し対応する仕組みが必要。

ウ 被害者への聞き取りなどの方法について十分ではなかったこと

- ・迅速かつ正確な事実確認が必要。

エ 令和2年度の事案情報が県教委内で十分共有されていなかったこと

- ・速やかな情報共有が必要。

オ 事案発覚から懲戒処分までに、時間がかかりすぎていること

- ・速やかな事実確認を市教委に要請することが必要。

カ 事案発覚後も加害者が学級担任業務に従事し続けていたこと

- ・被害者の安全確保、児童への影響を小さく留める対応の検討が必要。

検証を踏まえた今後の対策

- ハラスメント事案が二度と生じないよう、市町村教育委員会等の関係機関と連携して、法令等に基づくそれぞれの役割を適切に果たしながら、「抜本的な防止策」と「発生時の適切・迅速な対応体制の確立」という両輪で対策を進めていく。
- 発生した個別事案への県教育委員会としての対応についても、早期の事実認定や適切な対応を行っていく。

1 抜本的な防止策と発生時の適切・迅速な対応体制の確立

- ① 外部有識者の専門的知見による客観性の向上と取組の改善
 - ・常設の委員会を設置し、専門的知見からの意見等を受ける。
 - ・著しく重大な事案では、独立して調査する第三者委員会を設置。
- ② ハラスメント事案が発生した場合の市町村教育委員会及び学校で実施すべき対応の周知・徹底
 - ・ハラスメント事案等への対応マニュアル等による周知等。
- ③ 県内の全ての学校において校内研修実施を要請
- ④ 教職員の相談体制の周知・構築
 - ・ハラスメントへの早期対応に向けた専門職配置等。
- ⑤ 事案の早期発見のための教職員アンケート実施

2 発生した事案への県教育委員会としての対応

- ① 県教育委員会内部での情報共有の徹底
- ② 速やかな事実確認のための取組
 - ・県教委による速やかに聞き取りの実施（県立学校）等。
- ③ 被害者等に寄り添った対応
 - ・心理の専門家等の同席、対応窓口の統一、定期的な報告等。
- ④ 加害者への配置を含めた適切な対応
 - ・被害者の安全確保、児童への影響などを踏まえた対応の検討等。
- ⑤ 上記を踏まえ、事案への対応手順等を明確化 ⇒ **手順書の作成**
 - ・事案発覚から処分等まで3ヶ月を目安に速やかに対応。

【まとめ】

- ◆ 県教育委員会の対応の課題については真摯に反省。
- ◆ ハラスメントの防止対策を徹底し、万が一発生した場合には、同様の事態を起こさないよう、丁寧かつ迅速に対応。
- ◆ 「今後の対策」については、様々な状況等を踏まえて機動的に取組・施策の見直しを実施。
- ◆ ハラスメント事案に限らず様々な不祥事について、その防止に取り組み、適切に対応することで、県民の皆様信頼いただける学校教育を目指す。